

NEW!

産業支援センターせと 専門家派遣事業補助金

市内の中小企業者が、経営や技術に関する課題解決のために独立行政法人中小企業基盤整備機構または公益財団法人あいち産業振興機構の専門家派遣を受ける際に要する費用の一部を補助します。

◆対象事業者

- ・市内に事業所を有する中小企業者
- ・市税を滞納していないこと

◆対象事業

独立行政法人中小企業基盤整備機構または公益財団法人あいち産業振興機構が実施する専門家派遣事業

◆補助対象経費

専門家派遣事業における事業者負担額

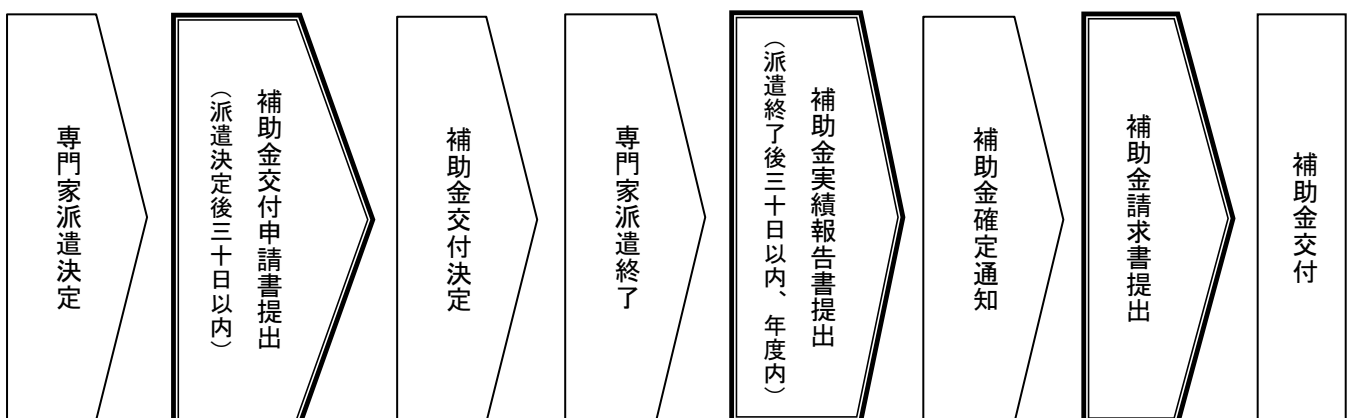
◆補助金額

補助対象経費 × 1 / 2

同一年度内に1回、20万円まで



◆申請から交付までの流れ



■お問い合わせ先

瀬戸市地域産業振興会議事務局（瀬戸市役所3階 産業政策課 企業支援係内）

TEL : 0561-88-2651 FAX : 0561-82-2931

E-mail : isc-seto@city.seto.lg.jp